

湯来地域における小中一貫教育校校舎新築工事に伴う基本・実施設計業務に係る 簡易公募型プロポーザル方式手続き開始の公示

次のとおりプロポーザル方式による設計業務受託者選定手続きの開始を公示する。

令和 7 年 6 月 3 日

広島市長 松井 一實

1 プロポーザルの目的

湯来地域における小中一貫教育校校舎新築工事に伴う基本・実施設計業務について、より優れた設計者を選定するため、簡易公募型プロポーザル方式により、広く提案を求め、この業務に最も適した設計者を選定する。

2 業務概要

(1) 業 務 名

湯来地域における小中一貫教育校校舎新築工事に伴う基本・実施設計業務

(2) 業務内容

令和 7 年 3 月に策定した「湯来地域における小中一貫教育校の校舎新築に係る基本計画」に基づき、湯来地域の全ての小学校及び中学校（湯来東小学校、湯来南小学校、湯来中学校、砂谷中学校の計 4 校）を統合し、小中一貫教育校の校舎等整備に係る基本・実施設計業務を行う。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

3 参加資格（参加表明書を提出できる者の資格要件）

参加表明書の提出者（以下「参加表明者」という。）は、(1)から(4)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

また、参加表明者が設計共同体の場合には、全ての構成員が(1)から(4)までに掲げる要件を全て満たすとともに、設計共同体が(5)に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 本市の令和 7・8 年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に登録されている者であること。
- (2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (3) 他の参加表明者の構成員や協力事務所として、本プロポーザルに参加していないこと。

(4) アからオに掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則第2条に該当していないこと。

イ 公示の日から参加表明書の提出日までのいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加することを禁止する内容を含む処分に限る。）又は本市の指名停止措置を受けていないこと。

ウ 次のいずれにも該当していないこと。

(ア) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

(イ) 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者

エ 他の参加表明者のうちに、次に掲げる資本的関係又は人的関係において密接な関係を有する者（資本的関係又は人的関係を介して、複合的に連鎖している者を含む。）がないこと。

(ア) 親会社と子会社

(イ) 親会社が同一である子会社

(ウ) 代表権を有する者が同一である会社

(エ) 役員等が兼任している会社（一方の会社の役員が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）

(オ) 役員が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社

(カ) 前記(ア)から(オ)までが複合した関係にある会社

(キ) 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり審査の適正さが阻害されると認められる会社

(ク) 社員が他の会社の事務や営業に関わっており審査の適正さが阻害されると認められる会社

(ケ) その他審査の適正さが阻害されると認められる会社

オ 次に掲げる広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第28条第1号及び第2号イからオまでの規定により選定することができない者に該当していないこと。

(ア) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

(イ) 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者

(ウ) 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者

- (エ) 1 カ月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者
- (オ) 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者
- (5) アからウまでに掲げる要件を全て満たすこと。
 - ア 構成員の数が 2 者となる設計共同体であること。
 - イ 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が過半であること。
 - ウ 構成員の出資比率は、業務分担率に準じていること。また、各構成員の業務分担率は、30%以上とすること。

4 手続等

(1) 担当課

広島市都市整備局営繕部営繕課（本庁舎 7 階）

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

電 話：082-504-2339

F A X：082-504-2182

電子メール：eizen@city.hiroshima.lg.jp

(2) 交付期間及び入手方法

ア 交付期間

公示日から令和 7 年 6 月 24 日（火）まで

イ 入手方法

本市ホームページ（トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和 7 年度 プロポーザル・コンペ案件」→「【簡易公募型プロポーザル】湯来地域における小中一貫教育校校舎新築工事に伴う基本・実施設計業務」）からのダウンロードを原則とする。

ただし、これにより難しい場合は、次のとおり交付に係る申込受付を行う。

(7) 交付場所・申込先

上記(1)の担当課に同じ。ただし、公示日から令和 6 年 6 月 24 日（火）までの 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（最終日は 16 時まで）とする（広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く）。

(4) 郵送を希望する場合

上記(1)の担当課に事前に連絡を行った上で、切手を貼付し、送付先の宛先を記入した返信用封筒を送付すること（返信用封筒は令和 7 年 6 月 20 日（金）必着）。

(3) 参加表明書及び技術提案書の受付期間等

ア 参加表明書の受付期間

公示日から令和 7 年 6 月 25 日（水）まで

イ 技術提案書の受付期間（技術提案書の提出者として選定された者に限る。）

技術提案者の選定結果通知の翌日から令和 7 年 8 月 2 0 日（水）まで

(4) 質問の受付及び回答

ア 質問内容（本件プロポーザルに係る各種資料、様式その他業務の受託を検討する上で必要な事項に限る。）を質問書（様式 1 4）に記入の上、持参、郵送又は電子メールで上記(1)の担当課へ提出し、提出した旨を電話連絡すること。

なお、質問書には、参加表明者の担当部署、担当者氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを併記すること。

イ 質問の受付期間

公示日から令和 7 年 6 月 1 7 日（火）まで

ただし、持参する場合は受付期間の 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで（市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。また、電子メールの場合は受付期間の最終日の 1 7 時 1 5 分までに必達とする。

ウ 質問に対する回答は、令和 7 年 6 月 2 3 日（月）（予定）までに本市ホームページ上（上記(2)イのページ）に掲載する。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務の受託者又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある設計業者は、本件工事の入札に参加できない。
- (3) その他詳細は、簡易公募型プロポーザル実施要領のとおりとする。